

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第9回）

1 日時 令和7年5月29日（木）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、上沼構成員、高口構成員、増田構成員、
森構成員、山本（健）構成員

（2）オブザーバー

警察庁サイバー警察局、警察庁刑事局、法務省人権擁護局、
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

（3）総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長

（4）警察庁

柴田組織犯罪対策第二課理事官

4 議事

（1）警察庁からのご発表

（2）構成員からのご発表

（3）論点整理（案）について

（4）その他

【山本主査】

それでは定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 デジタル空間における情報流通に係るワーキンググループ」第9回会合を開催いたします。

本日もご多忙の中、当会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。議事に入る前に、事務局から連絡事項のご説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。

まず本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。

次に事務局より Web 会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。本日の会議につきましては、Web 会議システムにて実施させていただいております。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更なさらないようお願いいたします。

本日の資料は資料9-1から9-4までの計4点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申し付けください。また、傍聴の方につきましてはホームページ上にて資料が公開されていますので、そちらからご覧ください。

事務局からは以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。

本日の議事は、警察庁からのご発表、高口構成員からのご発表ののち、後半部分に論点整理案の検討という形で順番に進めたいと思います。それぞれご説明の後に、質疑の時間を設けたいと思います。

それでは早速議事に入らせていただきます。まず議事（1）について、警察庁組織犯罪対策第二課柴田理事官からご発表をお願いいたします。

【警察庁 柴田理事官】

よろしくお願いいたします。警察庁からは資料1枚お配りさせていただきまして、SNS 認証におけるショートメール認証における本人確認の課題ということでご説明させていただきます。

先般の第4回 WG におきまして、曾我部教授のご発表において SNS における本人確認に関連をしまして、携帯電話番号が登録されていれば別途本人確認の対象となったアカウント開設者に到達可能なはずと、このようなご説明があったと認識をしております。この点に関しまして、本日は最近の犯行の実態やそれに伴う犯罪捜査上の課題という観点から補足的なご説明をさせていただきたく、お時間を頂戴いたしました。

それでは内容の方に入ってまいります。

SNS のアカウントを登録する際に、電話番号を登録させ、ショートメール認証を行うサービスも見られるところではございますが、犯罪に利用される SNS のアカウントに関しましては、資料の中段に記載されているような方法により、そのアカウントの登録時に携帯

電話番号を使ったショートメールの認証がなされていたとしても、その真の利用者の特定には課題が生じてしまっているという問題がございます。

それぞれについて具体的に説明をさせていただきます。

まず一番左でありますけれども、不正に取得をした電話番号が悪用されるケースについてです。資料に記載のとおり、携帯電話の契約の場面において偽造の本人確認書類等を用いて、携帯電話をだまし取る詐欺や、自己名義の携帯電話を他人に譲渡するなどの携帯電話不正利用防止法違反行為により不正に取得した電話番号を利用して、SNS のアカウント取得時の SMS の認証が行われているという実態が見られるところです。

こうした携帯電話をだまし取る詐欺ですとか携帯電話不正利用防止法違反の検挙状況につきましては、資料記載のとおりですが本人確認書類が偽変造されていた場合や、あるいは契約時の本人確認書類は真正であったとしても、それが他人に譲渡される際にテレグラム、シグナル等の匿名性の高い通信手段等を用いていた場合には真の利用者の特定には課題が残っているということです。

次に、SMS 機能付きデータ通信専用 SIM が悪用されるケースについてご説明をいたします。SNS 型投資ロマンス詐欺に利用をされた SNS のアカウントに紐付けられた電話番号の中には、ショートメール・SMS 機能付きデータ通信専用 SIM の電話番号が用いられているケースが確認されておりまして、この場合携帯電話不正利用防止法上この種類の SIM には本人確認の義務がございませんので、利用者の特定が困難な場合があるというものが二つ目です。

それから三つ目の類型といたしましては、海外の電話番号が利用されるケースがあるということについてです。当庁におきまして SNS 型投資ロマンス詐欺に利用された SNS のアカウント、これに紐付けられた電話番号を対象に調査を行いましたところ、把握した電話番号の約 64%が海外の電話番号を用いてショートメール認証・SMS 認証が行われていたということが分かりました。

海外の電話番号でありまして、本人確認が行われているケースもありますが、そういった契約者の特定のためには海外の電話番号を管理する海外の事業者、これに照会を行う必要がございますが、当然海外の捜査機関等に協力を求めていくような形になりますので、回答を得られるまでの期間や、そもそも照会したところで回答が得られるかどうかという点には大きな壁が存在しています。

最後にいわゆる SMS 認証代行業者、これが介在するケースについてです。SMS 認証代行業者と呼んでおりますのは、依頼人が SNS のアカウント登録等をしようとする際に、その SNS アカウントの取得に必要なショートメール認証、本人確認をすり抜けることを可能にするように、その依頼人に対してこの事業者が管理する電話番号と認証コードを提供するような行為を業として行っている者を、いわゆる SMS 認証代行業者と呼んでおります。

この SMS 認証代行業者が利用されますと、当然ながらアカウントに紐づく携帯電話番号が判明して、そこから捜査をしたとしてもそこから出てくるのはこの SMS 認証代行業者であり、その SMS 認証代行業者を特定できたとしても、そこから真の利用者、いわゆる依頼人の方の特定はなかなか難しいというのが実態としてあるほか、この SMS 認証代行業者が使っている電話番号、これが SMS 機能付きデータ通信専用 SIM の電話番号という場合には、そもそもこの SMS 認証代行業者を特定する困難というのがございます。

以上のとおり、SNS 型投資ロマンス詐欺への関与がうかがわれる匿名・流動型犯罪グループと我々呼んでいる組織形態、こういったグループはシグナル、テレグラムなどの匿名性の

高い通信手段を利用していることはもとより、こうした方法で犯罪に利用するツール自体も匿名性を担保しながら入手、悪用をしているといった実態がございます。

今後の検討に対する警察としての要望ということで、僭越ながら書かせていただいておりますが、もちろん警察としても表現の自由の重要性や、先般、曾我部教授が発表されていました匿名表現の自由の重要性に関する指摘は認識をしておりますし、SNS アカウントの本人確認の厳格化のみで、こういった SNS 投資ロマンス詐欺のような事案が全て解決するわけでもないということは承知をしておりますが、今説明をさせていただいたような犯行の実態や捜査上の課題を踏まえますと、警察としては資料に記載させていただいているとおり、アカウント開設時に公的個人認証を求めることや、本人確認のショートメール認証に使える電話番号について本人確認を行った国内の携帯電話番号の登録を求めたりすること、あるいは SMS 機能付きデータ通信専用 SIM を契約する際の本人確認を義務付けることに関して検討を進めるなどの対策を行っていく必要があるのではないかと考えているところです。

対策を講ずることによって犯罪者側がツールを入手する際のコストは上がると思いますし、被害が発生した場合の我々捜査側の追跡可能性も高まると考えています。

表現の自由や匿名表現の重要性もございますので、バランスをいかに確保するかは非常に難しいと認識をしておりますが、今後のこの WG において制度の在り方をご検討いただく際に、こうした犯罪実態や捜査の課題も構成員の皆様方に認識をいただいて検討をいただきたいといった趣旨で本日説明をさせていただいた次第です。

雑駁であります、警察庁からのご説明は以上です。本日はご説明の機会をいただきまして誠にありがとうございました。

【山本主査】

どうもありがとうございます。それでは大体 10 分程度、ただいまの警察庁様からのご発表につきましてご意見ご質問がある方はお伝えいただければと思います。

それでは上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

ご説明ありがとうございました。犯罪者集団という言い方が適当か分かりませんが、そちらの対応が巧妙化していて犯罪の防止に苦慮されているというのはこちらとしても理解しております。

質問ですが、同じようなことが海外でも起こっているのではと思うのですが、海外は必ずしも全ての SNS 事業者で本人確認が義務付けられていることや、高度な対応がされているわけではないと思うのですが、海外ではどのような対応をしているのかが気になっていきますので、その点お伺いできればと思いました。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。柴田理事官、いかがでしょうか。

【警察庁 柴田理事官】

ご質問ありがとうございます。

海外の捜査機関の関係について、質問や調査をしたりとかそういった把握がないので、あくまでも承知している限りの回答となってしまう恐縮ですが、海外捜査機関の方と話をしたり、国際会議の資料等を見ていると、やはり今の上沼構成員のご指摘のとおり、海外の SNS については、当然全ての方に確認を求めている、高度な確認を行っているわけではなく、我々日本の捜査機関と同様にアカウントからの捜査には大きな壁を感じているという捜査機関は少なくないと思っております。

【上沼構成員】

他の機関、国でも苦勞されているとご説明いただいたところですが、その対策として、他の国で皆、義務付けという方向では今のところなっていないという理解でよろしいですね。

【警察庁 柴田理事官】

ありがとうございます。

我々の方でも本人確認を義務付けるか、そちらの議論について捜査機関と意見交換の中で把握しているところは少ないですが、今構成員ご指摘のとおり他の国においても、本人確認を強化する方向で議論が進んでいる、どこの国でもそうなっているという状況にはないのではないかと認識しています。

【上沼構成員】

ありがとうございました。

【山本主査】

ありがとうございます。私の記憶では、英国の OSA ですと本人確認を行ったユーザーについては、ある種インセンティブを設計するみたいな形で議論が進んでいたというような感じだったかと思いますが、上沼構成員いかがでしょうか。

【上沼構成員】

そのような感じだったという記憶です。恐らく間違っていたら生貝構成員からご指摘いただけるかと思います。

【山本主査】

すみません、事務局と生貝構成員の方でこのあたりの動きについて既にこの WG でもご紹介いただいたところですが、補足があればお願いします。

それでは森構成員お願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございます。森です。ご説明ありがとうございました。

私も上沼構成員と同じ事をお聞きしようと思っていましたので、そこはクリアになりました。

基本的なことで申し訳ないのですが、ご提案のようにしますと、この資料9－1の下で、まず一つは本人確認を行った国内電話番号の登録を求めるということなのですが、それで一番左側の「不正に取得した電話番号」などそういう問題が解決するかというところがわかりませんでした。

それから、公的個人認証というところもちゃんと分かっているなくて申し訳ないのですが、要するに多重債務者などから巻き上げる分にはマイナンバーカードであろうが全部巻き上げることはできるわけですが、それによりこの4つあるうちの左の形で発生している問題が解決するのでしょうか、ということの2点を教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

【山本主査】

ありがとうございます。柴田理事官、いかがでしょうか。

【警察庁 柴田氏】

ご質問ありがとうございます。今、森構成員ご指摘のとおりでして、いくら本人確認を行った国内電話番号の登録を求めること、あるいは公的個人認証の登録を求めるといっても、それをすり抜ける方法が存在している以上、これによって全てが解決するというわけではないと認識しています。ですので引き続き、詐欺罪や携帯電話不正利用防止法を活用して、そういった事犯について取締りをしていかなければいけないところです。

他方で、すり抜ける道がなくなるからといってこういった対策に効果がないかという、そうではないのではないかと考えております。この辺りも犯行実態は日々変わっていきますが、対策を講じた後の実態を踏まえて警察としても対処をしっかりとやっていきたいと考えています。

すみません、お答えになっておりますでしょうか。

【森構成員】

趣旨としてはわかるのですが、一番左のタイプは何でも犯罪組織に渡してしまう人がいるからこういう状況が生じているので、その穴を防げるものでないと制度的に追加する意義について、やはり疑問があると思いました。

【山本主査】

ありがとうございます。

他の方いかがでしょうか。先ほどのインセンティブ設計のあたりなど、何か補足があればと思いますが大丈夫そうでしょうか。

事務局の方いかがでしょう。先ほど少し出てきた議論について、事務局お願いします。

【入江室長】

簡潔に OSA の状況について我々が理解しているところを情報共有させていただきます。

英国では Online Safety Act、オンライン安全法があり、大規模のユーザー間サービス事業者に対して、成人ユーザー向けの本人確認のオプションを提供することを義務付けています。

それに関連して、成人ユーザーが希望する場合には未承認ユーザーのコンテンツに接触しない機能を提供することを義務付けておりまして、この OSA のオプション機能の趣旨として、ユーザー自身としては本人確認をした人でないと交流したくない、そういった人たちが一定数おり、その人たちを保護するために導入されたのではないかと理解しておりまして、犯罪捜査とは少し制度趣旨は違うと考えているところです。

補足は以上となります。

【山本主査】

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

私から雑駁なコメントとなりますが、匿名表現の自由は本当に重要なものであろうとは思いますが、やはりニュアンスのあるものかなと私は思っておりまして、そこは曾我部先生と若干違うのか、同じなのかもよく分からないので、これから議論しなくてはいけないのですが、やはり不特定多数の人に対しての匿名性と、伝統的には例えば出版社とか今であればプラットフォーム等かもしれませんが、そういう媒介する人に対する匿名性というのは、表現の自由の中でもややニュアンスの違いがあるのかなと思っております。

昔も匿名で権力を批判することはあったと思いますし、そこは守られるべきところだと思うのですが、出版社からすれば恐らく誰かはわかっていたはずで、そういう意味で不特定多数に対する匿名性と、媒介するものに対する匿名性は同じく保護されなければならないですが程度に違いがあると感じているところです。

そのニュアンスの違いを考えなければいけないと思っているというのが一点と、他方で両方とも保護はされるということです。今日話があったとおり、もし仮にその本人確認を何らかの形で義務付けていくあるいは、本人確認する形で促進していくためには、その効果というか実質的にそれによって何かが防げるとかの意義がなければいけないと思います。その両者のバランスを踏まえつつ、特に効果があるのかとか意義があるのかについて、具体的に議論をしていく必要があると今伺っていて思いました。

そのあたり、またぜひ警察庁様ともディスカッション、意見交換の機会があればと思っております。ありがとうございました。

特にないようでしたら、このセッションはここまでとしたいと思います。柴田さんありがとうございます。

【警察庁 柴田氏】

申し訳ありません。一点だけよろしいでしょうか。

先ほどの森構成員からの2点目のご質問に関しまして、若干補足させていただきます。

他人名義の携帯電話を取得するなどそういったものは闇バイト的なものがございしますが、これについては政府でも今の闇バイト対策で犯罪実行者募集、いわゆる闇バイト情報の削除や返信機能を使ったリプライ警告で対応、あるいは広報を実施しています。

また、他の闇金のような話についても、当然警察として取締りをしています。こういった他の手法も用いまして、仮に本人確認等の対策を強化したときに抜け道ができるということであれば他の手法も講じて、それらを埋めていけるようにしたいと考えています。

【山本主査】

ありがとうございます。

それでは、次の議事に入りたいと思います。高口構成員、ご発表よろしく願いいたします。

【高口構成員】

それでは、発表をさせていただきます。静岡大学の高口です。

私、元々情報流通に関する研究をやっております、今回この WG 等でも議論になっている点も含め、直近で調査を行いましたので、WG に関するところの部分の結果発表の機会をいただけたということで、発表させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日発表させていただく内容ですが、今の情報流通の仕組みや課題・対策について、個人利用者がどのように考えているのか調査した結果を報告したいと思っております。サンプルについては 2000 サンプル強取っております、年代と性別で今の人口の分布に基づいて回収していますので、恐らく今の日本の平均値としてある程度捉えることができる調査と思っています。

今回時間が限られておりますので、調査を行ったうちこの制度 WG に関する部分についてのみ、ピックアップしてご紹介したいと思います。内容につきましてはこのスライドの下の方に書いてありますとおり、利用状況や課題感、この制度 WG で議論されている対策の案のうちのレコメンダシステムと警告表示についての調査を行っていますので、そこについて報告したいと思います。

利用者が望む、望まないということと、それが望ましい制度か否かはイコールではないわけですが、一方で利用者が望む、望まないことを全く無視して制度を整備することもまた違うと思いますので、利用者側からどのように見えているかということで、議論のご参考になればと思っております。

初めに、3 ページは SNS 利用状況で、今回の回答者がどういった回答者かを示すだけのものです。参考ですが各種 SNS や動画サイトの利用状況等が資料の図のようになっています。これは総務省が行っています情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査という調査の利用率とそんなに大きな違いはないので、今回の回答者が特に特殊な回答者ではないことが確認できていると比較可能な調査とお示しする参考のスライドになります。ご説明は省略させていただきます。

ここからが内容となりますが、まず初めに情報空間の偽・誤情報に対する個人の課題感というところで、ほぼそのままの質問文をスライドに載せているのでそこをご覧いただければと思いますが、今個人がインターネット上の偽情報・誤情報について問題を生じ、引き起こしているかという感覚を訊ねたものです。

社会全体への影響や自分自身の行動、判断への影響につきましても、かなりの割合で問題と感じていることがわかると思います。社会で少なくとも問題というところが 85% 近く、自分の行動でも 7 割弱が一定の問題があるのではないかとということで、かなりそのような認識が広まっているということがわかると思います。

次の 5 ページ目は、プラットフォーム事業者が提供するサービスの裏側の仕組みへの理解度を尋ねたものになります。

利用者は色々とサービスを利用していますが、例えばこの WG でもキーワードとして出てきているレコメンドの機能や、一部のアカウントが取り組んでいる収益化プログラムといったものの裏側、仕組みを理解しているかを聞いたものです。

結果ご覧いただくと、レコメンドの認知ですと 50% 強、収益化プログラムが一部にあることの認知も 50% 弱で、個人的に収益化はともかく、レコメンドの認識は私の感覚よりも低かったので、ある意味私も偏った情報空間の中にいるのかと感じた次第ですが、半分程はあまり分かっていない状況でした。

その上でこの WG でも議論になっている、問題に対する対策の各種の案について、どれくらい利用者にとって受け入れられるものなのかを尋ねた結果について、ここから紹介したいと思います。

まず初めに、レコメンダシステム関係の重要性についてご紹介いたします。

レコメンダシステムは、様々あることがこの WG でも出てきていますが、まず初めに平易な説明をするという意味でのレコメンダシステムへの対策ということについて、これが良い対策と思うのか、そう思わないのかを聞いた結果がこのスライドになっております。

まず、良い対策だと捉えている利用者が約 5 割となっております。逆にいうと 5 割弱は必ずしも良い対策と直感的には答えていないわけですが、どちらともいえない、あんまり良い対策ではないと答えた回答者について、なぜそう思うのかの理由を複数選択で聞いたところ、この平易な説明自体が駄目というよりは、説明を読まないや、説明を読んで理解してもどうすればいいかわからないという回答が、良い対策と思うと答えなかった人たちの中でかなり多くの割合を占めていますので、こういったシステムにはその説明の平易さだけでなく、表示の仕方やその結果としてサービス利用者がどう対応すればいいかのサポートがあれば、こういった対策はもっと受け入れられるのではないかと考えております。

スライドの構造は同じですが、今度はレコメンダシステムの中で複数の選択肢を提示することについてはどうかと訊ねた質問です。

こちらは若干割合が下がりまして、約 4 割が良い対策で、残りはどちらともいえないという回答になっております。こちらを選択肢を提示すること自体がどうかより、結果を見ますと、自分には選択できないとか選択が面倒といったような理由でどちらともいえないみたいな回答になっていますので、このあたりも選択がより容易にできるような制度が実現すればかなり受け入れられる可能性はあると考えております。

レコメンダシステムに関しましては、WG の議論でもあるとおり、プロファイリングによらない選択肢を用意しましょうという対策も考えられるというところで、このことについて聞いてみますと、約 5 割が良い対策だと評価しています。

先ほどの選択肢を純粋に用意するというだけでなく、プロファイリングによらないという選択肢を含めると、先ほどのスライドから見ると 9 ポイント程良い対策という評価が増加していますので、このプロファイリングによらない選択肢というのは利用者にとっては好意的に受け止められる可能性があると考えております。

ここまでレコメンダシステムについて報告しましたが、最後に類似の対策は既に存在するわけですが、この警告表示についても聞いておりますのでこれも紹介しておきます。警告表示はなじみもあるのか、7 割程が良い対策と評価しています。

なお、積極的な支持を示さない回答者の理由としては、事業者に対する信頼の問題や、あるいは事業者といっても問題があるコンテンツを本当にチェックできるのか、難しいのでは

ないかという懸念があるということです。警告する表示の仕組みの透明性が高ければ、利用者もある程度信頼して警告表示を受け入れることができるのではないかと、さらに広く受容される方向になると解釈しております。

駆け足でご報告しましたがまとめますと、利用者としては現在の情報空間の偽・誤情報はかなり問題があると捉えている利用者は多いということ、個人としても何らかの対策へのニーズはあるのではないかと分かったと思います。

今回議論になりますようなサービス設計レイヤーで、プラットフォーム事業者が取り得る対策について、レコメンダシステムはシステムの在り方を工夫すれば、かなり受容される可能性があるのではないかと結果から見えてきたと思います。

平易な説明といっても、ただ平易に説明するだけでなく、利用者がその説明を読もうとするインセンティブを高める何か仕組みがあるとより重要性が高まると思いますし、選択肢の提示ということについてはプロファイリングを用いない選択肢というのを入れることでかなり良い対策とする評価が高まりましたので、そういったことが有効と利用者側からは見えています。

警告表示については既に広く受容される対策といえますが、さらに受容されるための方策もあるのかなということで、いずれにしても有効であっても使われない対策とならないような仕組みが利用者にとっては必要と結果から見えた次第です。

私からは以上になります。

【山本主査】

ありがとうございます。

それでは、またあまり時間が取れずに申し訳ありませんが 10 分程度質疑応答の時間を取りたいと思います。それではご質問コメントがある方はお知らせください。

上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

非常に興味深いご発表ありがとうございました。結果を見ていると、人間は選択するのも嫌なんだというのがよく分かり、同じような人が私だけではないと少しほっとしました。

その関係で伺いたいのは、警告表示が70%といって良い対策という人が多いところなのですが、これはもしかすると自分で判断しなくていいからという可能性があるのではないかと思っています。警告表示が良い対策と評価する人と、考えられる対策で「どちらともいえない」「そのような対策をとられるべきでない」という人のうち、その理由として、「選択するのが面倒」「自分で選択できない」からという人とのクロス集計は取っていましたか。

一応、興味本位で聞いてみました。

【高口構成員】

ありがとうございます。

良い対策だと回答した回答者については、何故かと理由は聞いていなくて、「どちらともいえない」「そのような対策をとるべきではない」と思う回答者だけにその下のグラフの理由を聞いています。

今この瞬間、どちらともいえないという人と取られるべきでないという人を分けたクロス集計は取っていないのですが、今のご指摘でいうと良い対策だと思う人が何で良い対策と思うかは、楽だからとかそういう理由まではこの調査では聞けていないのが現状になります。

【上沼構成員】

ごめんなさい、そうだとは思っていて、むしろ警告表示で警告表示が良い対策だと言った人と、そのレコメンダの仕組みで駄目だと言った人のうちのクロス集計はないのでしょうかと思いました。

【高口構成員】

失礼しました。

今この瞬間、クロス集計はデータで手元にないのですが、取ることはできますので、また機会がありましたら共有したいと思います。

【上沼構成員】

ありがとうございます。少し興味があります。すみませんが、お願いします。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは森構成員お願いいたします。

【森構成員】

森です。高口構成員ご説明ありがとうございました。大変興味深い、本当に示唆に富むご調査だったと思います。

高口構成員からもお話ありましたけれども、5ページで仕組みについて広く理解されているわけではないというところで、最初の質問で「あなたの履歴などをもとにあなたの好みに合ったコンテンツをレコメンダする機能を取り入れていることを知っていますか」に対し、「知っている」が53%で思っていたより少なかったと話がありましたが、全くおっしゃるとおりで、それはこの機能はユーザーからしてみれば体感的に明らかな機能なのではないかと思うからです。YouTube を少し見ても、さっき見たのと同じようなものが右側に出てくるわけでして、それが分からないということだと、それほど利用されていないのかなということと、ある種興味がないということなのであろうと思います。

そうなりますと、対策その他についても、やっぱり受容性調査をもとに考えて良い話とそうでないところはやはり出てくるのかなと思います。

サービスとしては普及していて、多くの人がレコメンダ機能の対象になっていますが、知らないとなりますと、それがもたらす効果や、場合によっては弊害について、受容性調査をもとに進めていくことは一定の限界があるのかと伺っていて思いました。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。今の点について、高口構成員から何かコメントがあればお願いします。

【高口構成員】

ありがとうございます。

私もレコメンドの認知について聞くときは少し注意して聞いていて、多分純粋にレコメンドという言葉の認知を聞くと、本当は意味が分かっているのに言葉を知らないから知らないと回答する人が多いのかなと思ったので、調査ではスライドに出しているとおり、説明した上でそういうことを知っていますかと聞いた上で、それでも4割強が知らないということで、私も森構成員と同じようにやはり意外と日々利用していても、あまり分かっていない層もいるのかなというのは感じた次第です。

その上で、森構成員の受容性に基づかない部分を検討すべきじゃないかと、まさにおっしゃるとおりなのですが、その受容性という意味で見ても、結構後半のレコメンダシステムということを平易な説明など、プロファイリングではない選択肢の提示ということで一定の利用者から見ても、それは良い対策だと考えているところもあるかと思うので、この認知の現状をもとにレコメンダシステムについて何か対策を取るということは受容性に反するというということでもないのかなと理解はしています。

レコメンダシステムに対する対策が要らないという森先生のご趣旨でしたらその重要性の調査と必ずしも一致するところではないのですが、レコメンダシステムについて何か検討するということが自体は利用者の意識にも反しないものなのかなと理解はしております。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。森構成員いかがでしょうか。

【森構成員】

ありがとうございます。全く高口先生のおっしゃるとおりだと思っています。

ここから得られる情報もちろんあるわけで、利用者の意識にレコメンダシステムに関する対策は反していないということは明らかにできているかと思います。

私の先ほどの意見がやや抽象的であまり明確なものではなかったと思いました。その文脈ですが、逆に知っている方の53%で、対策について有効だと思うというクロス集計というのも、教えていただければと思います。

【高口構成員】

これも手元に今データはないので、また後ほど共有させていただければと思いますが、結構クロス集計関係ですと、やはり年代などでやはり20代の方はわりとこういう受容性は高く、60代以上の方は少し受容性が低いみたいな、年代によって受容性が違うことは今手元のデータで見えていますし、今の偽・誤情報が問題と思うという人の方がやはりこの対策を求めているという、そういうクロス集計での差分というのは今手元で見えているのですが、先ほどの上沼構成員からのご指摘も含めて少し今新しいクロス集計の示唆をいただきましたので、こちらでもまた機会があれば共有させていただきます。

【森構成員】

ありがとうございました。

【山本主査】

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

【増田構成員】

よろしいでしょうか。

【山本主査】

どうぞよろしくお願いいたします。

【増田構成員】

高口構成員、ご説明ありがとうございました。内容的には消費者の相談を受けている立場からは非常に納得感のある内容だと思いました。

知らない方が約半数ということで挙げますけれども、やはり何かクリックした後、同種の情報がどんどん出てくることについて、悩まれてご相談いただく方もいますし、特に情報商材など同じようなものがどんどん届いて、一度解決しても、その後またついつい契約してしまうというような二度三度繰り返しそういうトラブルに遭ってしまうということがあります。やはりその人が検索している結果というふうにも思うところです。

あと警告表示は非常に有効だと感じている方が多いということですが、警告表示もそうですし、レコメンダシステムのことでもそうですが、プラットフォームに対する信頼性や、そもそも変な情報ばかり集めているプラットフォームもありますし、そういうプラットフォーム自体の信用性をどういうふうに評価するのかとか、それから透明性というときに、プラットフォームの規約の中で、こういうことは警告しますなどというようなことをしていくのか、もう少し具体的にそのあたりのところを教えていただければと思います。

【高口構成員】

ありがとうございます。最初のご指摘のところは私もハッとさせられたところでありまして、やはり実態としては、そうやって何か同じような情報がなぜ来るんだというご相談があるということで、まさにあまりレコメンダということをも十分理解できていなくて困ってらっしゃる方がいるのかなっていうのは、この調査でも今のご指摘でも痛感したところです。

その上で警告表示については、まだ WG の議論でも議論中というところもありますが、どのように警告するかで恐らく重要性というのは変わってくると思います。

抽象的にこういう警告をするということ自体には、これだけ7割の支持があるわけですが、例えば直近の関連する研究で出ているのは、警告表示をあまりに出しすぎると消費者がそれに疲れるまたは慣れることになり、あまりその警告の意味がなくなるとかご指摘あったように回答にも出ていますが、誰がどう警告するのかでその警告に対する信頼感が変わってくるかと思うので、この調査自体で何か言えることではないのですが、警告表示という大きい方向性としてはこれぐらいの指示はあるのでしょうかけれども、具体的にどのような警告の出し方をするかというところはもう少し詰めて、あるいはもっと利用者の状況を踏まえて決めていかないといけないのかなと思います。

今すぐ望ましい警告表示の在り方をご提示できないので恐縮ですけれども、そういったふうに考えております。

【増田構成員】

ありがとうございました。

【山本主査】

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

私の方から3点コメントさせていただければと思います。本当に興味深い調査だと思ひまして、ありがとうございました。

1点目は本当に皆さんご議論があったように、レコメンドの仕組みについて、そもそも理解を十分にできていないという方が直感よりも多かったというところはとても重要で、ここはリテラシーのところとも関係してくるところで、別のところでリテラシーについてもいろいろとやっておりますので、非常に重要な調査、結果と思ひました。

それから2点目は先ほどクロス集計等々の話が出ていましたけれど、やはり本当に先ほどのようなご議論があったとおりで、レコメンドについて知っている人と知らない人でその後のどこまで選択したいとかそういう発想が変わってくると思ひますので、そのあたりも少し詳しく知ることができればと感じた次第です。

3点目はもうこれは雑駁な感想ですけれど、プロファイリングがかかっているものについて関心があるというデータが5割程出ていましたけれども、やはりプロファイリングがかかっている世界は、それはそれで重要だということなのでしょうけれども、プロファイリングがかかっている世界も見てみたいというか、その両者の世界の切り分けとかスイッチを主体的に行いたいと、そういう何か考え方があるのかなと感じた次第です。

まさにその情報摂取に対するある種の主体性の回復というところを少し反映したものなのかなという印象でした。

【高口構成員】

3点ともまさにそのとおりだと思っております、全てをプロファイリングによらないものにしろということではなくて、選択肢ということで受けられるものなのかなと私も思ったところです。

【山本主査】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。高口構成員、どうもありがとうございました。

【高口構成員】

ありがとうございました。

【山本主査】

それでは続きまして、議事の3ですけれども、論点整理案について、事務局からご説明お願いいたします。

【入江室長】

事務局でございます。それでは、私から資料9－3と9－4を使いながら説明をさせていただきますと思うしております。前半が前回議論した中身でありまして、後半が今回追加されている話でございます。

まず資料9－4の方で、サービス設計レイヤーの議論を今回させていただきますが、サービス設計といいましても、特性とか特徴、あるいはサービスの機能という観点で色々なものがございまして。その際に視点を持っていた方が議論しやすいと考え、これまでの制度WGでの議論や事業者ヒアリング等を踏まえながら、事務局案として、視点1から視点3までご用意させていただきました。まず、最初に簡単にこの視点について説明させていただき、論点整理案の資料9－3の方に移らせていただこうと考えています。

今投影している資料9－4について、この視点に限定するべきだということではありませんが、今現在ご用意しているものについて説明いたします。

視点1、違法・有害情報の流通状況とサービスがもたらすリスクの理解、リスクに対する適切な対応です。これはプラットフォーム事業者自らがサービス上で流通する違法・有害情報の状況、そしてサービスがもたらすリスクについて、理解を深めてリスクに適切に対応することが重要という視点です。これは資料にも記載されているとおり、リスク評価・軽減措置、収益化停止あるいはレコメンダシステムというところに繋がってくる視点なのかなと考えています。

視点2、適切な情報表示の在り方です。先ほど高口構成員のプレゼンテーションにもありましたとおり、プラットフォームのサービス上で色々な情報が出てきますが、利用者が今閲覧している情報がなぜ表示されているのかということで、情報の表示についてプラットフォーム事業者においてはさらに透明性を高めるとか、あるいはレコメンドのオンオフとかそういった話が先ほどありましたが、自己決定権を付与する対応が重要、山本主査からもありました情報摂取の主体性の回復のためにどうということが考えられるかという視点です。これはレコメンダシステムとかプロミネンス、ラベル付与そういったことと関係するのかと考えています。

視点3、適切な利用者の確認の在り方ということです。これは他の視点1、視点2とは違い異質ですが、今回、警察庁様からの発表もありましたし、政府でも闇バイト対策とか色々な動きがございまして、あえて視点3として設定させていただいております。具体的には、違法・有害情報の流通を抑止するため、また警察庁様のプレゼンでは追跡とおっしゃっていましたが、犯罪捜査の観点から発信者のトレーサビリティを確保するための方策として、アカウント開設時の本人確認等の在り方について、匿名表現の自由があること、またそれにもニュアンスがあるという話もありましたが、どのように考えていくかというものを整理することが大事なのではないかということを視点3として掲げさせていただいております。これはアカウント開設時の本人確認、その他もあるかもしれませんが、関連する項目としてはこういうものかと考えています。

それでは以上、視点1から3をひとまず事務局案として踏まえながら、簡単に資料9－3について、ご説明したいと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、途中から始めさせていただきます。26ページより説明いたします。

前回、情報レイヤーについて、権利侵害情報や、その他違法情報、有害情報といった個々の情報の流通、その情報の種類に着目して情報の内容自体に着目した議論をしていただきました。今回はIVで、サービス設計レイヤーに関する論点ということで、いくつか論点整理を提示させていただいております。

27ページをご覧ください。まずリスク評価についての検討の背景として、健全性検討会とりまとめにおいて、情報伝送プラットフォーム事業者は、デジタル空間における情報流通に関する役割責務等を踏まえ、自らもビジネスモデルをもたらす社会的影響の軽減に向けて、社会的影響を事前に予測、そして影響を軽減するための措置を検討実施することが適当とご提言いただいておりますので、現行制度、諸外国の状況を踏まえながら検討していただければと思っております。

論点といたしましては、30ページの矢羽根について補足いたします。情報流通プラットフォーム対処法上、今回、自己評価の公表義務が課せられております。これは国会の修正提案で追加された規定ですが、具体的に申し上げますと、削除等の運用状況についてより一層の透明性を図る観点から設けられた制度ですが、情プラ法の自己評価の公表制度との関係も踏まえつつ、諸外国の DSA や OSA のリスク評価について情報レイヤーとサービス設計レイヤーに分けて、参考までに記載させていただいております。こういった状況を踏まえて、我々として自己評価の在り方も含めて、どのような評価を導入するか、その要否も含めてご議論いただければと考えております。これがまず一つ目の論点です。

次に 32 ページをご覧ください。これも健全性検討会で提言された中身ですが、リスク評価をして影響を軽減することが欧州でとられているスキームです。我々としては、軽減措置についてどう考えるかというのが次の論点になります。

論点のところで、諸外国におけるリスク軽減措置に関する規律をどのように我が国で参考とすべきかと考えております。DSA や OSA は、基本的にリスク評価、そしてその評価を踏まえた軽減措置という流れがありますが、一方で、本日テーマとなったレコメンダシステムに対する規律が別途リスク評価と関係ないところにあるところですが、それぞれの具体的なサービス設計の特性とか特質そして機能につきまして、どのようなことを我々は議論していくべきか、プラットフォーム事業者に対してどういったことを求めていくべきか、そういったことをご議論いただければと思っております。

35ページからレコメンダシステムの論点に移りますが、諸外国においても色々レコメンダシステムの記述があるのはご覧のとおりです。また、37ページの論点のところに諸外国の規律をまとめたものを用意していますので、それを踏まえながらご議論いただければと考えています。

矢羽根をご覧ください。諸外国は DSA、OSA がメインですが、①から⑤までの規律がございます。レコメンダシステムの透明性確保義務が一番上にございますが、高口構成員のプレゼンにありました平易な説明と絡むものと思っております。②や③では、アルゴリズムの複数のレコメンダ方法を選べる場合、レコメンダ方法を選択変更が可能な機能の提供義務あるいはオンオフと、プロファイリングに基づかない選択肢の提供義務とそういった記述があります。こういった制度を参考として我が国も何かすべきではないかと議論いただければと考えています。

次の 38 ページは、プロミネンス、警告表示についてです。

プロミネンスは、プラットフォームの画面上で分かりやすいところに大事な情報を表示するというようなこと、警告表示は、例えば誹謗中傷をしようとしたときに、あなたの投稿は大丈夫ですかと表示が出るというものが一般的なのかと思っています。そういった情報表示の在り方に関する論点です。

40 ページの論点では、プロミネンスに関しては、そもそもどんな情報が信頼できる情報なのか、どのような優先表示があり得るか、ベストプラクティス（優良な取組事例）を共有することもあるのではないかと、若干結論を先取りしているような形ですが、プロミネンスについてどう考えるか、警告表示は資料でも太字で記載しているように、どのような警告表示が効果的かといったところが議論になるのかと考えているところです。

警告表示につきましては、先ほどの視点1から3までのの中では少し異質で、重要な概念ではありますが、リスク評価・軽減措置、適切な情報表示の在り方、適切な利用者の確認の在り方という三つの視点とは少し外れてくると思っています。

41 ページで、同じ情報表示の在り方に関連するところでラベル付与がございました。AI 生成物のラベル付与ということで、どんなラベルを付与するのかといった議論も根本としてありますが、生成 AI がどんどん進歩していき、生成 AI かどうかを区別できるようにすることは重要との議論もあることから。論点として入れております。

43 ページに論点がございますが、どのようなラベリングが望ましいかもそうですし、リスク軽減措置として、海外では生成 AI のラベリングを例示している例が DSA にありますが、そういったラベリングについて事業者が付けるのか、それとも利用者が付けるのかとそういった議論もあると思いますが、どんなラベル付与が望ましくて、政府としてどのようなことをすべきかという議論がここでは想定されるところです。

44 ページの収益化停止につきましては健全性検討会でも議論がされましたが、45 ページのこれだけが収益化プログラムの全体像ではない可能性もありますし、日進月歩でいろんなプログラムが出てくると思いますが、大きく分けると三つの分類かと考えております。

一つ目はインプレッション数に応じて収益を支払う場合、もう一つは左下の投げ銭に対して収益を支払う場合、そして右下の有料コンテンツの購入金額に応じて収益を支払う場合となります。大きくはこの3分類と考えております。ここだけ見ても収益化というのは一口に言ってもいろいろなものがありまして、利用者が意識的に払う場合や、利用者が意識しなくてもコンテンツをあげた人にお金が入る仕組みなど、色々なものがございます。どういう収益化の停止を考えているのかというのを明らかにしないと、議論がなかなか難しいところもあるかと個人的には考えているところです。

47 ページに収益化停止に関する論点をまとめていますが、一番上の矢羽根で、対象となるサービス収益の種類や、今申し上げました3分類についてどのような収益の種類に対してはどのような情報を対象として停止するのか、色々な論点が多々あると思っています。どう考えるべきかをご議論いただければと考えています。

48 ページがアカウント開設時の本人確認等で、本日警察庁様からプレゼンをいただきましたが、表現の自由の制約等になりうるということで、健全性検討会のとりまとめのときには、制度的な対応の要否については慎重な見極めが必要としています。冒頭、警察庁様のプレゼンの時もそうでしたが、匿名表現の自由は保護されますが、どのように個々の場面について考えるべきなのか、制度ごとの守るべき利益同士の比較衡量なのかと思っており、そういった議論をしていただくと考えております。

52 ページで本人確認の義務付けについては、どのような場合にどのようなことができるのかを比較衡量や考慮要素として考えるべきか、ご議論いただければと思っております。

オプションの導入義務付けというところで一つ見出しをつけておりますが、先ほど私が補足した話を記載しております。英国の OSA の制度でオプションの導入義務付けとありますが、これは本人確認されているしっかりした人と交流したいということを想定している人向けの話で、若干我々がこの論点を設定した趣旨とは異なると思いますが、一応参考として載せております。

53 ページはその他でございまして、これまで見てきたサービス設計レイヤーの制度的な対応として、どのように考えていくべきかというところで、恐らく個々の論点で議論されるべき中身かと思っております。まとめの論点として、例えば制度整備といってもソフトロー、ハードローや、自主的な取組を促すこともございます。そこはそれぞれの論点に応じて、全部ハードローというのも極端ですし、全部自主的な取組だというのもまた極端かもしれません。あるいはその共同規制的な議論というのも、日本では一部の法律では共同規制と謳っている法律もありますが、これまで法規範、日本の法文化とは違うものであるというのは事実ですので、共同規制的なものを目指すべきだとかそういったものを議論いただけるのかと思っております、ラップアップ的な論点としております。

V のその他に進みます。色々な議論を IV でしていただきますが、執行権限と体制の強化については情プラ法も今年 4 月 1 日に施行されましたし、今回もまた情報レイヤー、サービス設計レイヤーに関する記述の在り方が議論されている中で、どういう執行権限を政府として持つべきか、あるいは政府としてどういう体制があり得るかというのをご議論いただければと思っております。

簡単に申し上げますと 57 ページに記載がございしますが、EU では DSA の執行は 100 名以上で対応しておりまして、EU は関連国が沢山ありますので面積は関係なく多いと、ただイギリスの Ofcom も、オンライン安全法のレギュレーターとして 3 桁単位で人員を確保していますが、翻って総務省はどうするかという話もあり、そういった関係でも専門性あるいは職員の数といったことを若干議論いただければと思っております。

最後に 58 ページのマルチステークホルダーによる協議会について、健全性検討会でも議論になったところですが、色々な役割が健全性検討会で議論されました。60 ページにも少し記載しておりますが、あまり具体的ではないと思われた方もいらっしゃると思います。協議会にはどのような役割を持たせるべきかと曖昧にしか記載していないのですが、本日のサービス設計レイヤーの議論、あるいはこれまでの情報レイヤーの議論も踏まえて、マルチステークホルダーの手段をどのように取り入れるかという議論をされていく中身かと思っておりますので、あえてこの論点で曖昧な形で記載させていただいております。

駆け足ですが、ひとまず私からの説明は以上となります。

【山本主査】

ありがとうございました。

それでは残りの時間、今話があったところの検討をしていきたいと思えます。少し順番でと思っております、まずは IV-1 と IV-2 から議論を始めたいと思えます。いかがでしょうか。

森構成員お願いいたします。

【森構成員】

私はⅣ－２－２で、レコメンダシステムのことが一丁目一番地といいますか、制度 WG において最も重要な問題、これが一番重要なところではないかと思っております、それはやはりアテンション・エコノミーの弊害と言われているようなフィルターバブルですとか、エコーチェンバーですとか、そういったことにも大きく関わります。その先には民主主義への悪影響みたいなこともあるかと思しますので、やはりここに対してアプローチをしていくことがその制度 WG の一番重要なミッションではないかと私は思っております。

整理してお話できるかどうか分かりませんが、そんな中で少なくともここにお書きいただいた①透明性確保の義務ですとか、あと先ほど話が出ていました③プロファイリングに基づかない選択肢の提供というのは、非常に重要なことだと思いますし、その透明性確保との関係で、もちろんプラットフォームに説明していただくこともあるのですが、一方で営業秘密である部分というのはありまじょうし、他方でその弊害のことについてメスを入れようとしているわけですので、こういう問題があるかもしれませんということはおっしゃりにくいことは当たり前です。

やはりこちら側から明らかにできるようなアプローチ、具体的には前回ご紹介いただきました欧州の ECAT のような専門性のある執行補助機関みたいなものが必要になってくるのではないかと、レコメンダシステムとは何なのか、どのように機能するのか、コンテンツのレコメンドだけなのか、広告にも使うのかみたいなことを明らかにしていく必要があるのではないかと思います。

関連する問題として、やはりこういうことを皆さんに広く知っていただくということ、レコメンドが機能していることを知らない方が50%だったわけですが、これはユーザーとしては非常に多くの方が使っているわけですが、その仕組みについてはあまり理解していない、関心がないということだと思いますので、これは従来から議論されているデジタルシティズンシップの問題ではないかと思えます。

山本主査が座長をされました ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討会の報告書が出ておまして、その中でも単にユーザーとして使う、使い方が分かるということではなくて、その背景にある仕組みとかビジネスモデルとかそれのもたらす弊害とかについても知ることがデジタルシティズンシップであるという、簡単に言ってしまうとそういう結論であったのではないかと思いますし、またそれに基づいて総務省の方でも啓発資料等をお作りいただいているのではないかと思います。

それは展開中ということだと思いますが、なかなかそのあたりが今ひとつエンドユーザーにまで伝わりきってないところがあるかと思しますので、そこは啓発側の支援も重要だと思いますし、先ほどの私の受容性調査に頼らずにパターンナリスティックにというのは、どちらかというより積極的に進めていただいているのではないかと趣旨でお話をしたわけで、なかなかレコメンダシステムが働いているか分からないということだと、それをもたらす弊害は二歩か三歩か、場合によってはもっと先にある話ですので、やはりそこに対する対策というのは政府の側で積極的に考えてルールを作ってほしいですし、していく必要があるのではないかと思います。

受容性調査においても、例えばレコメンダシステムを使わない選択肢は肯定的に受け止められていたわけですが、それだけではなくて、さらに専門的な見地から弊害に対する対策というのは講じていかないといけないのではないかと考えております。以上です。

【山本主査】

どうもありがとうございました。

高口構成員からチャットでコメントをいただいていた、その上でということが書かれていますので、ご発言いかがでしょうか。

【高口構成員】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。まず、チャットに書いたのは、先ほど上沼構成員と森構成員からご指摘があった件について、手元で簡単に確認した結果なのでそれはご参考までですが、その上で私からもちょっとコメントさせていただきたいと思います。

今まさに森構成員が言及されたレコメンダシステムについてですが、基本的になぜレコメンダシステム、レコメンド機能が導入されているかという、もちろん事業者から見るとビジネス上の問題もありますが、同時にそれは利用者にとってレコメンドというものが便利だろうということで、レコメンドはそもそもあるんだと思っています。

それをちゃんと理解して便利だと思ってレコメンドされたいという人は、もちろんそれを利用すればいいわけですが、やはり最近の議論で今回ご報告させていただいた調査も含めて言いますと、一方でやはりそういうレコメンダシステムによらない選択をしたい人もいて、あるいはそもそもその気付かないままレコメンドの中に入ってしまったという人もいて、あることが見えてきた中においては、今回の海外の動向を見ると、EUではもうプロファイリングに基づかない選択肢の提供義務みたいなことも導入されているということです。ある意味そういうプロファイリングに基づかない選択も用意しておくことは、より幅広い利用者のニーズに応えられるものですし、利用者にとっては自分で決定したいという人にとっての選択肢が増えるということもありますので、レコメンダシステムをもっと幅広く利用者が知ることでも第一歩として必要ですし、その上で自分はそれを利用したくないという人のために、プロファイリングに基づかない選択も考えていってもいいのではないかと考えた次第です。以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。生貝構成員お願いします。

【生貝構成員】

ご整理ありがとうございました。

まず、私からは 30 ページのリスク評価のところになります。この点については、やはり今各国でも行われているリスクに関わる問題への対応と基準、焦点というものを参照した上で、我が国の重要な状況というようなものに即した形でそうした評価、それに伴う適切な軽減措置を行っていただく、そういうことが重要であろうと思いました。

その時、各国で具体的にどのようなことが焦点にあるのかということを 31 ページに適切にまとめていただいているところだと、右上のサービス設計レイヤー、DSA のところだと、ここにあるようなサービス設計、アルゴリズム、コンテンツモデレーションシステム、利用規約、広告表示、データ運用等のことを挙げていただいている中で、まさに条文上もこの中のアルゴリズムというのが、レコメンダシステムを初めとするアルゴリズムのもたらす影響への評価という形になっていて、要するにレコメンダシステムのことを主として指しているわけです。

そうしたときに 37 ページのところで、今構成員の先生方にお話いただきましたとおり、この論点は極めて重要であり、そうした中でまさに構成員の先生方からも、本日の高口構成員からのお話にもあったように①から③を実現するということが極めて重要であると同時に、それが果たして様々な情報流通に対してどういったリスクをもたらし得るのかということを中心の論点との組み合わせでしっかり考えていただく、そういうことが特に重要なのかなと思っていたところです。

個人的には①から③はまさに先生方のおっしゃるとおりであり、そして④の部分というのがまさにそれにとどまらない広く社会的に有意義なレコメンダシステムをどのように実現していただくかということかなと思います。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは、山本健人構成員お願いします。

【山本健人構成員】

リスク評価と軽減措置のところについてのコメントです。

論点のところでも書かれてあるとおり、法制度化を目指すのであれば明確性の観点も重要と考えています。ある程度明確に指示できるところまで確定されたものについては、リスク評価を義務付けることはできると思いますので、どこまで明確化できるかがポイントになるかと思っています。

その後の軽減措置についても欧州の仕組みを見ていると、結局事業者ごとにサービス設計が違うため事前に軽減措置を明確に縛るのが難しいので、こういう設計になっていると欧州の仕組みを理解するところですが、リスク評価を踏まえた軽減措置をどの程度明確にできるかがここでもポイントになってくると思います。

どういう仕組みがいいのか今すぐアイデアはないのですが、やはり軽減措置も要求するのであればどういう軽減措置をどういう事業者にどの程度要求するのかというところを明確にしないといけないのではないかという感触を持っているところです。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございました。

この点はリスク評価およびその軽減措置の難しさと申しますか、そういうところのご指摘だったかと思うので、後で生貝構成員から何かあればお願いいたします。

それでは、上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

ありがとうございます。

リスク評価のところ、事業者が自らサービスの設計をしている以上、事前にどういうことが起こり得るのかというのは当然検討しているはずだと思うので、営業秘密の部分は除いて、公表していただくのが良いのではないかと考えております。

例えば最近では、セキュリティ・バイ・デザインや、プライバシー・バイ・デザイン、青少年保護・バイ・デザインという形で、サービスの設計段階からある程度のリスクは織り込み済で設計するということが望まれていますので、その部分をやはり明らかにしていただくをお願いしたいと考えています。

軽減措置については、既にご指摘があったとおりサービスによって何が効果的な軽減措置かは全く違うため、これを義務付けるとするのは難しいだろうと考えています。

一つの方法としては、少なくともどうしているのかをある程度明確にさせていただくところまでであれば、義務付けはできるのではないかと考えております。このような情報があれば、万が一何かあったときに、公表された情報を使って権利救済としての訴訟等を提起するということができるかもしれないので、意味があるのではないかと考えております。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは次に、増田構成員お願いいたします。

【増田構成員】

私の方からはレコメンダシステムについてですが、諸外国の取っている制度についてはぜひ取り入れていただきたいと考えています。

特にプロファイリングに基づかない提供のところ、自己選択ができるという意味では非常に重要で、今現在レコメンダされて出てきている情報自体が果たして本当に質の良い有益な情報なのか、その人にとって役に立つ情報なのかということ、単に出てくること自体が迷惑だというだけではなく、中身についての疑問というものもあるのではないかと感じますので、そもそもこのビジネスモデル自体は今後考えていく必要があるのではないかと感じているところです。

それから、森構成員ご指摘の消費者のリテラシーの問題もそうですが、若年者についてはこれから徐々に教育の場がありますので教育ができていくだろうと思うのですが、やはり様々な情報が届かない、しかも定着できない高齢者や障害のある方についてどうするかという点と、それから社会人において教育の場がないような方についても問題が発生していますので、そういうことも踏まえて考えていかなくてはいけないと感じているところです。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。森構成員、お願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございます。少し補足をさせていただきたいと思いますが、レコメンダシステムについてです。

私が問題意識として持っているのは、やはり一般的なレコメンダシステムとはどういうものかということではなくて、その弊害の部分でありますし、社会的にもそこが関心を持たれているところなのではないかと思っています。

例えば、ケンブリッジ・アナリティカのクリストファー・ワイリーのマインドハッキングを見ますと、ケンブリッジ・アナリティカは SNS のアルゴリズムを使いましたということなのですが、SNS のレコメンダのアルゴリズムの中身としては、多くの人がフォローしたり見ているような人気番組やアパレルブランドをフォローしたり、いいねしたりしていても、それほどアルゴリズムは大きくは反応しません。

他方でユーザーが極右団体、右翼の組織や、そのような非常に特殊な、ある種尖鋭な団体についてフォローしたり、いいねしたりをすると、ニュースフィード、Facebook であれば中央の友達の最新投稿などが表示される部分が激変しまして、そこに極右のストーリーや、Web ページが表示されるようになります。そのような、一時的に極端な方向に行きかけるとか、極端な方向に行く傾向を見せると、ディスプレイ上がそちらに激変して極端なコンテンツに取り囲まれると書かれています。

これを信用するかという問題ももちろんあると思いますが、そのような話はやはりプラットフォームに教えていただくということではなく、こちらから解明していくことではないかと思いますので、そういった形でレコメンダシステムを透明化する説明してもらうというよりも、分析といいますか、解明する作業が必要なのではないかと思います。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。高口構成員と森構成員、上沼構成員でチャット上での議論が盛り上がっている感じもしますが、重要だと思うので議事録の方にも落とすようにしてください。よろしくお願いいたします。（※議事録最終ページに掲載）

他の方いかがでしょうか。実は今まだⅣ－２－３のプロミネンス、それからⅣ－２－４の AI 生成物のラベル付与、Ⅳ－２－５の収益化停止については特にご意見をいただいていないのですが、いかがでしょうか。

あるいはリスク評価・軽減措置のところについて、色々と難しさもあるのではないかとご意見もありましたが、このあたり生貝構成員からご意見があればと思いますが、生貝構成員、すみませんをお願いいたします。

【生貝構成員】

ありがとうございます。ご指摘のところと併せていくつか述べさせていただきます。

まず、リスク評価の部分につきましては、既にありましたとおり、それをどのように具体化をしていくかが極めて重要かと思います。

一つは一般的なリスク評価を求めることもあるかと思いますが、既に議論に出てまいりましたとおり、例えば自然災害等の事態ですとか、この文脈かどうかはさておき青少年の問題

ですとか、あるいは違法な情報の流通といったような、特に状況を具体化して、ある種の制度を設ける方法はあるかと思います。

また、先ほど申しましたように、レコメンダあるいは広告、このことについてしっかりとこのような評価をしてほしいということを法律の条文として、ある程度特定化した上でそれを政省令やマルチステークホルダーによる行動規範などで落とし込んでいく、その具体化をどこまで法のレイヤーで行うのかということがまず一つなのかと思います。

こういったところに関しましては、いわゆるインパクトアセスメント制度に関わる部分もありますし、既にプラットフォームによる自己評価とそれに対するモニタリング及び行政庁からの評価というようなところでは、デジタルプラットフォーム取引透明化法がそれに近い枠組みとして、数年来行っているところでもありますので、そういうことも場合によっては国内制度としては参考にしても良いのかなと考えたのがまず大きな枠組みの1点目です。

それから、ラベル付与と収益化停止も今のところに含まれるということで、まずラベル付与につきましては、これもやはり大変重要な問題だと思っております、これについてはちょうど昨日 AI 推進法も成立しましたところ、やはり AI 事業者さんの取組との連携が大変重要になるかと思います。

まさにあのような法制度ですとか、関連のガイドライン等で進められている取組との連動というものを意識していくことが有意義なのではないでしょうか。こちらが2点目です。

それから最後に3点目として、収益化停止、44ページのところです。このことについては非常に重要でありながら、これを一律で行うことは、やはりなかなか容易ではないのかという印象は持っているところです。

それは、例えばデジタルサービス法の中ですと、コンテンツモデレーションの一環の中に、このデマネタイゼーション、収益化停止が位置付けられており、そして先ほどのリスク評価の部分を含めて、そのことを適切に行うあるいは第三者から要請を受けて行うということもあり得るのかと思います。

そういったリスク評価における位置付けを含めたコンテンツモデレーションを適切に行っていただくことの一環として、この手段を考えていくことが重要なのではないかとしたときに、日本では今回情プラ法の中で迅速化規律や、それが行われた人間に対する理由の通知、デュープロセスに関わる条項が導入されたところ、しかし基本的に送信防止措置という手段を対象にしているので、日本の場合この収益化停止というのは現在の枠組みの中に必ずしも居場所を持っていないというところがあります。

そういった送信防止措置という枠組みの中に、この収益化停止をどのように関連付けるかも含めた検討をしていくことが重要と考えているところです。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか、プロミネンスのところについては特にどなたからもご意見いただけてないところかと思いますが、いかがでしょうか。

上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

すみません、収益化のところです。

収益化は色々なタイプがあるというのはそのとおりなのですが、資料の4つ目は自分で望んで購入しているものなので、有料コンテンツの購入金額で収益を支払うものは検討から外して良いと考えます。

その他ですが、急ぎの対応が必要な場合が検討対象としてあったと思います。災害や選挙の場合などですね。日本の場合、選挙期間が2週間しかありませんので急ぎの場合になるかと思っています。それらの場合、まず、収益化停止としてしまってもいいのではないかと考えています。というのも、災害時にそこでお金を取ろうという権利をそこまで保護しなくても良いのではないかと思うからです。

あと選挙に関しても、日本では、選挙活動は原則お金取らないという規制がかなり厳しいので、そうであれば、選挙期間中の収益化は止めても良いのではないかと考えています。内容ではなく、情報が発せられている状況を考慮して検討するのは良いのではないかと考えました。以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは引き続き、森構成員お願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございます。上沼構成員のご意見に全面的に賛成です。

特に災害の方は全くおっしゃるとおりだと思いますし、あと選挙につきましては、急ぐ話の方はおっしゃるとおりだと思うんですが、長期的にといいますか息の長いコンテンツとして政治的なことを延々とやっているところから、選挙関係だから収益を払います、収益化しては駄目ですとして良いかは少し引っかかるのですが、以前確か鳥海先生の調査だったと思いますが、切り抜き動画というものが選挙期間中に大量に増えるお話があったかと思っています。

一方で、有権者はかなり SNS 投稿を参考にしているという調査の結果も出ていますので、そういう意味ではインプレッション目当てで、切り抜き動画を大量生産されてそれが多くの人の目に触れ、選挙の結果にダイレクトに影響するということになりますので、短期的に選挙期間中に新しく投稿しても収益にはなりませんということは、あってもいいのかと思います。

それとは別に長期の話としては、やはり慎重さが求められるのかなと、あまり整理されていませんがそのように感じました。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。

プロミネンスについては特に今ご議論いただいてないかなと思いますが、山本健人構成員お願いします。

【山本健人構成員】

プロミネンスのところですが、ここは2点ありまして、一つは既に出ているとおりベストプラクティスの事業者間での共有などの取組を促していくことや、それについての分析をす

ることなどについて特段異論はなく、この方向で進めていくのが望ましいだろうと思います。

一方で、制度的にプロミネンスや警告表示を義務付けるような、あるいは促していくことをどのように設計するかは結構慎重に考えないといけないと思っています。

特に災害時などの緊急措置として義務付ける仕組みとして考えるのであれば、大きな問題はないと思うのですが、そうではない場面で、警告表示等を制度的に義務付ける場合はそれが警告に値するかどうかの判断をどうやって行うのか、プロミネンスについてもどの情報を優先的にすることをどこまで指定するのか、また、細かいところまで指定するのか、事業者の取組の方向性を支持するに留まるのかなどの議論は必要と思います。

削除とは違った方向ではあるのですが、警告表示やプロミネンスといった表示のされ方によっても表現に対する色々な影響は出てくるはずですので、そこは少し慎重に考えないといけないと思います。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。

皆様のおかげで、一応今Ⅳ－１、Ⅳ－２については大体ご意見をいただけたかと思えます。時間の関係で、残りの時間はⅣ－３のアカウント開設時の本人確認の話、これは前半の今日の議論と関わっていますが、そことⅣ－４のその他、それからⅤ－１の執行権限及び体制の強化、Ⅴ－２のマルチステークホルダーによる協議会についてご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

アカウント開設時の本人確認ですが、場合によってはサービスの目的や実際に生じている問題の状況によってはあり得るかもしれないと思っています。

念頭に置いているのは特定の CDN 事業者の件ですが、このサービスは、個人の表現というよりも繰り返し行われる業 のような目的に使われていると思います。

業のように使われているものに関しては、本人確認を強化しても良いのではないかと思いますので、そういう意味でサービスの内容や目的に応じて検討するというのはあってもいいと思いました。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。最後のところまで含めてご議論いただければと思います。

森構成員お願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございます。また上沼構成員のご意見に賛成です。

先ほど、警察庁様からご説明いただきました本人確認については、エンドユーザー、個人のユーザーの本人確認について、これは本当にこれまでの問題をカバーできるのか、効

果があるのかという観点から考える必要があると思っていて、そういう意味で私は少し疑問ではないかと思っています。

他方で上沼構成員ご指摘の業として行っているということですが、典型的には広告主側のアカウントの際の本人確認について、これはヒアリングの結果としては様々であったと認識しておりまして、ほとんど行っていないプラットフォームもあるようなので、これはぜひ行っていただきたいと思います。

法人等の場合は、本人確認もより容易だと思います。もちろんペーパーカンパニーというような話はあると思いますが、その形式的な確認は容易だと思います。

広告主のアカウント、それからもう一つは上沼構成員の言われる CDN です。

特定の CDN が犯罪の温床と化しているのは、広く知られていることですが、CDN が顧客の本人確認をしないとそれによって犯罪捜査が困難になっているというのも報道等されておりますので、こういったところの本人確認、業務上アカウントの本人確認というのはぜひとも徹底していただきたいと思います。

またそれによって、例えば匿名表現の自由などが侵害される可能性もないとは言いませんが、それは投稿者個人のアカウントに比べれば、かなりそのような弊害はないに等しいのではないかと思います。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。

それでは続きまして、生貝構成員お願いいたします。

【生貝構成員】

ありがとうございます。私からも何点か述べさせていただきます。

まず一点目は、この本人確認のところにに関して、今の上沼構成員、森構成員の話に乗らせていただくところが大きいのですが、やはり私も完全に調べているわけではないのですが、諸外国を見ている限りでも、いわゆる西側と呼ばれる国で一般ユーザー全体に広くそういった本人確認を義務付ける制度というのはあまり多くないと思っております。

他方で、例えばデジタルサービス法の中でもいわゆる Know Your Business Customer、KYBC の条文があり、あの法律の中ですと、いわゆる取引プラットフォームに限定はされているのですが、ビジネスとしてプラットフォームを使っている人についての本人確認というのは、主として消費者保護の観点からしっかり行うことを明確に義務付けているわけです。以前も少し言及したことがあったかもしれませんが、広告等を含めたビジネスユーザーに関する本人確認をしっかり求めていくということは優先的に考える余地があるのだろうと思います。

それに加えて、冒頭に事務局からおっしゃっていただいた一般ユーザーに関しても、OSA で行っているオプションの提供を義務付けることは、まさにレコメンデーションの中でも重視されているところの利用者が自らの情報環境を主体的に形成する権利の観点からも積極的に考える余地があると感じています。

そして、次に 2 点目として 53 ページのその他ですが、これも現状どの程度というところはあると思いますが、矢羽根の 3 つ目で示していただいている適格性のある研究者等による

データアクセスに関して、そういったガバナンスの在り方に広く国家とプラットフォーム以外の様々なステークホルダーが関与することをエンパワーメントするという意味でも重要な枠組みと考えております。

これについても、法的にどのような強制力を直接的に持たせるかと、それから先ほどあったような特定の場合を含む、リスク評価とその対応といった少し広い枠組みの中で明確に位置付ける選択肢もあると思います。ぜひ積極的なご検討をいただけると有意義だと思います。これが2点目です。

それから3点目として、執行権限・体制のところ、論点としては57ページです。

これについてはまさに、体制の整備というところも政府側にとって重要になってくるであろうことに加えて、このエンフォースメントの在り方についても、様々なバリエーションを考えていく必要があるのだろうと思います。

例えばDSAの中ですと、政府機関が必要な情報の提供要請を行えるとか、アルゴリズム等に関する調査や関係者にインタビューの調査をする権限、そして日本法でいうところの暫定措置命令のようなことも規定されています。そういったエンフォースメントを含めて、かなり段階的で、そして比例性を重視したエンフォースメントの在り方を極めて多様な形で制度設計をしています。

ある種の共同規制的な枠組みを作るとした時に、行政の側が最初から禁止をするとか直接的な罰則を科すというだけではない執行権限をどのように持つかというところが大変重要だと思いますので、そういった在り方も積極的な検討が必要だと思います。

以上です。

【山本主査】

どうもありがとうございました。それでは山本健人構成員お願いいたします。

【山本健人構成員】

私からは簡単に2点ですが、一点目は本人確認のところ、警察庁とのやり取りであった山本主査の意見と私はかなり近い意見を持っております。

もちろん本人確認をすることの効果がこの状況においてどの程度あるかは重要だとは思いますが、プラットフォーム事業者との間で本人確認をすることによる匿名表現への制約の度合いは、実名表現を義務付けることに比べればかなり差があるはずで、この場面で匿名表現の自由という要素がどれぐらいのハードルになるのかは、検討の余地が十分にあるのではないかと考えています。

もう一点は、最後のマルチステークホルダーのところ、ここは論点で書かれているとおりで、どういう役割を持たせるかが決定的に重要と考えております。もしリスク評価や軽減措置等を念頭に置きながら行動規範のようなものまで設計するとなると、かなり強力なガバナンスの仕組みを立てないといけないと思います。

ただ、EUの仕組み等を見ていまして、マルチステークホルダープロセスで行動規範を作るだけでなく、ある種の情報収集や、情報共有の場としてのマルチステークホルダーのシステムみたいなものも十分にあるところです。サービス設計の違いやベストプラクティスの共有等について、情報収集をする場でのマルチステークホルダーだとしたら、ガバナンスの仕組みが変わってくるでしょうし、そういう場所でしたらできるだけ多くの事業者

や色々な方が参加することが望ましいはずですから、ある程度参加を呼びかけたり、公募的にしたりするような形で人材を集めることもあり得ると思います。マルチステークホルダーにどういう役割を持たせるかが決定的に重要になってくると思います。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは、森構成員お願いいたします。

【森構成員】

先ほどの本人確認の件ですが、私としては有効性に疑問があるという立場ではありますが、情報共有としまして、特定商取引法の氏名等表示義務で同じような仕組みがありますので、それは少しご参考いただけるかと思っています。それはスキルシェアなどといったサービスですが、例えば翻訳をする、似顔絵を書くなどで 5000 円、1 万円といったものについて、本来は氏名等表示義務がありますが、そういう小さな商いであることから、そのプラットフォーム上のエンドユーザーには分かるようには出さずに、プラットフォーム側が把握することによって表示義務を履行したものとみなすとした運用になっていたかと思っています。不正確だったら申し訳ありません。

それからもう一つは、執行権限及び体制の強化のところで、これは非常に重要だと思います。それは先ほども申し上げましたように、レコメンダシステムの透明化の話は、例えばコンテンツモデレーションの透明化とは違ひまして、どのように運用、策定されたということプラットフォームから教えていただくという話ではなく、やはりこちらから調査する解析することがどうしても必要だと思いますので、その意味で執行権限及び体制というのは今までの総務省でお持ちのリソースとは少し違う形でまとめたものが必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】

本人確認についてですが、やはり匿名表現の自由はあると思いますが、現場で相談を担っている立場からするとできるだけ強化してほしいのは本音のところでは。

ただやはり先ほど上沼構成員、森構成員もおっしゃられたとおり、最低限広告などを業として行っている者、それから業の解釈によるかと思いますが、個人であっても求人をする、何かサービスを提供するというケース、それをどう捉えるかという問題があると思いますが、そういうことに対しての本人確認は、ぜひ強化して欲しいと思っています。

一般ユーザーに対してオプションを提供することについては、ぜひお願いしたいと思っています。

協議会については、これは取引デジタルプラットフォーム官民協議会にも例がありますが、やはり様々なプラットフォームが入り、それぞれのモデルケースを提供することでお互いの切磋琢磨、そしてその各プラットフォームの質が外に公開されるわけですから、ぜひお願い

したいのと、そこに評価するためには、利用者も参加しなくてはいけないのではないかなと思っています。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございました。ひととおりご意見をいただきましたと思いますが、追加で何かございますでしょうか。

私も特に付け加えることはないのですが、全体を見回して、特に気づいたことを少し簡単に申し上げると、まずⅣ－１のリスク評価のところ、生貝構成員からは割と積極的なご意見いただきましたと思いますが、他方で具体的に何をやる必要があるのか、やるべきなのか、どういう措置をとれば良いのかというところにやや不明確なところ残り、事業者側として何をしたいか分からないという問題が同時に指摘されたところかと思います。

そういう意味ではまずもってリスク評価を行う状況や、そういったものを具体化していく、やるべきことを具体化していくというような作業が必要という印象を持った次第です。

それからレコメンダシステムのⅣ－２のところについては、かなりこの透明性について積極的なご意見がいただけたのではないかと思います。

私自身高口構成員の今日の調査結果ではないですが、やはりユーザーが自分の置かれている情報環境を理解する、知るということ、知る自由ですとか、自己決定という言葉は今日事務局からのメモにも出てきましたが、やはりその情報摂取に関する主体性というものを回復するためにも、一定の透明性ということが必要になるという印象を持っております。

プロファイリングがかからないものについて、どれぐらい実際にユーザーがそちらを見るのか選択するのは分からないところもありますが、レコメンダやプロフィールがかかった世界とかからない世界との差分を確かめたい、そういう想いはあるように思いますので、やはりこの差分を確認して、どれぐらい現在の世界はプロファイリングがかかったものなのか、もう少し比喩的には魔法がかかったものなのかを知ることにも必要という印象です。

プロミネンスにつきましては、山本健人構成員からやや慎重な議論がありましたが、やはり最近の研究でも実際にプロミネンスにしたところでどれくらいそれを見るかということについてやや疑問を呈するような調査結果もあるところで、やはり少しこれを例えば法律によって義務付けるところについては慎重な議論が必要かという印象でした。

それから収益化停止ですが、ここも表現の自由に対する制限がないわけではないので、この点慎重に議論しなければいけないのですが、他方で上沼構成員、森構成員からは選挙や災害のような特定の例外的な場面においては、検討していくことも考えられるのではないかとご意見をいただいたと思います。

それからアカウント開設時の本人確認も色々と議論があるところで、先ほど様々なご意見いただいたところでは、業を行っている方の本人確認義務については、一定程度肯定的なご意見があったのではないかとお見受けしました。

ただ他方で一般的にこれを義務付けることについては、匿名表現の自由との関係で慎重な議論が必要であろうということですが、私自身は山本健人構成員と同様で、一般的な匿名表現の不特定多数に対する匿名表現と、媒介する者に対する匿名性とは区別し得るのではないかなと思っていますが、他方で匿名表現の自由というのは全体として保護されるとい

うことですので、その有効性についてはエビデンスベースで慎重にしっかり議論していかなければいけないところかと思いました。

それから一部飛びますが、その他のところで、執行権限等についてやはり本当に強化が必要で、これは執行ということをリアルに考える上でも重要なところかと思いました。

それから行政がマンパワー等でなかなか十分に情報を得られない場合には、生貝構成員からありましたが、データアクセスを認めることによって、そういったアルゴリズムの挙動についてチェックする機関等を分散していくと、行政だけではなくて他の機関にもそういったアルゴリズムの挙動をチェックする力を与えるということも必要なかと個人的にはそのような印象を持ちました。

マルチステークホルダーについては、山本健人構成員からどう位置付けるのか、どういう役割を持たせるのかということやはり重要で、これは二つあるのではないかというご意見がありました。行動規範というものを策定すること、これは法的な影響力もあるわけですので、これについてはかなりのガバナンスが必要であり、他方で情報共有するベストプラクティスを共有するということではまた別の考え方もあり得るのではないか、その際には広くステークホルダーを募ることが必要なのではないかとのご意見をいただいたと思います。

すみません、私の個人的な意見と全体の意見が混ざってしまい、やや分かりにくかったかもしれませんが、今のところで何かご意見や、ここは違うといったご指摘があればぜひお願いいたします。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

まだ検討の機会がありますので、その際にご意見等いただければと思います。時間を既にオーバーしておりますが、追加で何かこれだけはということがあれば、ご発言をいただければと思いますがいかがでしょうか。

それでは時間少しオーバーいたしました、今日はここまでにしたいと思います。

事務局から最後に連絡事項はありますでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。事務局でございます。

次回会合につきましては、別途事務局よりご案内差し上げます。以上です。

【山本主査】

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 デジタル空間における情報流通に係る WG」第9回会合を閉会いたします。

本日もありがとうございました。

【以上】

(※) 以下、チャット欄の内容を掲載。

【高口構成員】

一例ですが、レコメンダシステム（プロファイリングによらない選択肢）について、警告表示への評価別の受容性を見ると、警告表示を「よい対策」と捉えている人は、そうでない人よりも有意に「よい対策」と捉えています（上沼先生ご質問関係）。また、レコメンド機能の認知別の受容性を見ると、レコメンドを知っていた人は、知らなかった人よりも有意に「よい対策」と捉えています（森先生ご質問関係）。取り急ぎ確認しましたので、ご参考まで。

【上沼構成員】

ありがとうございます。私の質問が分かりにくくて申し訳ないです。警告表示システムを評価する人と、他の対策で「選択が面倒」などという理由で消極評価する人との間に有意的な関連があるのではないかという趣旨でした。分かりにくくて申し訳ないです。

【森構成員】

高口先生、ありがとうございました。たいへんよくわかりました。

【高口構成員】

上沼先生>取り急ぎの回答止まりで失礼しました。レコメンダシステム（プロファイリングによらない選択肢）でよい対策と思わない人のなかで、選択が面倒だから、という理由か否かで、警告表示の評価を見ますと、「選択が面倒と思う人」は「警告表示を評価しない」傾向となります。

【上沼構成員】

なんとっ それは興味深いです。ありがとうございます。>高口先生